

粉じん作業に係る自主点検票（アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業 編）

第 8 次粉じん障害防止総合対策（粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置）

点検年月日	平成 年 月 日	点検者職氏名	
労働者数	(男) (女) (計)	名	
粉じん作業従事者数	(男) (女) (計)	名	
チェックポイント			点検結果
1. 粉じん作業場所以外に休憩室等の休憩設備を設けている。 ^{注1}			はい・いいえ
2. 粉じんを払い落とすための衣服用ブラシや足ふきマットを備えている。			はい・いいえ
3. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを、作業場の見やすい場所への掲示している。			はい・いいえ
4. 粉じん障害防止総合対策推進強化月間 ^{注2} 及び粉じん対策の日 ^{注3} を活用して、粉じん作業に際しては有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等を普及啓発している。			はい・いいえ
5. 衛生委員会等において粉じん障害防止対策について検討している。			はい・いいえ
6. 屋内でアーク溶接作業がある場合、全体換気装置を設けている。			はい・いいえ
7. 屋内のアーク溶接作業による粉じんの発散防止のため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチを設置している。 ^{注4}			はい・いいえ
8. 作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任している。			はい・いいえ
9. 保護具着用管理責任者は、呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導を行っている。			はい・いいえ
10. 保護具着用管理責任者は、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を適正に行っている。			はい・いいえ
11. 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、保護具着用管理責任者がフィルタの交換日等を記録する台帳を整備し、フィルタの交換 ^{注5} について適正に管理している。			はい・いいえ
12. 電動ファン付き呼吸用保護具を導入している。 ^{注4}			はい・いいえ
13. じん肺健康診断を定期的 に実施している。 ^{注1}			はい・いいえ
		じん肺管理区分	健診頻度
常時粉じん作業に従事している方		1	3年以内に1回
		2・3	1年以内に1回
常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事している方		2	3年以内に1回
		3	1年以内に1回
14. 毎年12月末現在の状況について「じん肺健康管理実施状況報告」を所轄労働基準監督署に報告している。			はい・いいえ
15. じん肺健康診断の結果に基づき、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置をとっている。			はい・いいえ
16. じん肺有所見者に対して、産業医等による継続的な保健指導を実施し、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進している。			はい・いいえ
17. じん肺有所見者に対して、肺がんに関する検査の実施と積極的な禁煙の働きかけを行っている。			はい・いいえ
18. アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、特別教育に準じた内容でじん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施している。			はい・いいえ

注1 屋外で金属をアーク溶接する作業にも適用されます。

注2 毎年9月（労働衛生週間準備期間）です。

注3 呼吸用保護具、局所排気装置の点検とたい積粉じん除去のための掃除等を定期的の実施する日を設定しましょう。

注4 より望ましい措置です。

注5 フィルタの交換には使い捨て式防じんマスクの交換も含まれます。